

資料

いわての伝染病・中毒症をひもとく (その十九)

馬伝染性貧血

社団法人 岩手県獣医師会  
山口 純 二

馬伝染性貧血は、ウイルスの感染によっておこる馬属固有の伝染病である。一旦、ウイルスに感染した馬は、一生回復することがなく予後は不良である。

わが国では、過去にこの病気によって多くの馬が犠牲になった歴史があり、有効な治療もないことから、家畜伝染病予防法の中で法定伝染病に指定され、本病の防疫措置としては、感染馬を発見した場合、ただちに淘汰する方法が採用されている。

このことから、診断法が重要な意義をもっているため、本病の研究開発が進むにつれて、数次にわたる診断基準の改正が行われ今日に至っている。

以下、本病の発生状況と我々が取り組んだ防疫措置のよりどころとなる診断基準を中心にその概要を紹介したい。

また、1975年水沢競馬場における集団発生の際、本病検査の過程でへい死した馬の補償に関する訴訟事件 (所謂マスロード事件) についても触れてみたい。

1. 発生状況

この病気の世界における発生状況は、19世紀中ごろにフランスを中心に流行したのが最初の記録といわれている。

その後、馬が飼養されている世界中の国々で

発生がみられ、わが国においても明治年代に外国から輸入された馬が持ち込んだのが最初と推測されている。

表1に示すように、1950年代までは毎年数千頭に及ぶ発生がみられていたが、その後馬の飼養頭数が減少するに伴い、発生頭数も減少した。

また、わが国で飼養される馬のほとんどが競走馬となり、集約的な飼養がなされている競馬場等で集団発生が時々起こり、感染馬の摘発頭数が増加する年も見受けられた。

その後、1978年からは、診断基準に免疫学的診断法として、従来の検査法に比べ特異性の高い寒天ゲル内沈降反応法が取り入れられ、わが国の馬群から急速に姿を消した。

本県では、1904年に二戸郡で発生したのが最初とされ、その後県内に広く発生するようになり、馬産振興上の大きな脅威となっていた。

発生の経過は、全国の状況と類似の傾向で推移してきたがこの中で特記すべきは、1969年に盛岡及び水沢の両競馬場で22頭の集団発生があったこと。また、1975年には水沢競馬場で72頭の集団発生があったことであり、1983年までは少数ながらほぼ毎年患畜が摘発されてきた。その後、10年間は発生がなく、本県における清浄化が達成されたと思われたが、1993年になって突如2頭の抗体陽性馬が摘発された。この馬群は移動がなく、隔絶された状況で飼育されていた

という理由で、これまで検査を受けてこなかったものであった。

表1 近年のわが国及び岩手県における馬伝染性貧血の発生状況

年 度	患畜発生頭数		年 度	患畜発生頭数		年 度	患畜発生頭数	
	全 国	岩手県		全 国	岩手県		全 国	岩手県
1955	5,411	321	1969	239	40	1983	4	2
56	5,531	278	70	194	20	84	0	0
57	4,038	263	71	175	5	85	0	0
58	3,369	243	72	127	5	86	0	0
59	2,807	305	73	270	2	87	0	0
60	2,364	183	74	89	1	88	0	0
61	2,038	167	75	232	73	89	0	0
62	1,686	157	76	54	0	90	0	0
63	1,357	63	77	29	2	91	0	0
64	765	57	78	104	4	92	0	0
65	560	38	79	198	7	93	2	2
66	490	15	80	44	4	94	0	0
67	466	34	81	15	1	95	0	0
68	347	13	82	5	1	96	0	0

## 2. 診断基準の変遷

馬伝染性貧血の防疫措置として、感染馬の殺処分が行われるため、その診断法が重要な意義を持っている。国では家畜伝染病予防法により防疫を行うに当たり診断基準を定めたが、本県としてもこの規準に準拠して診断がなされた。

### 1) 1929年診断基準（昭和4年6月29日農林省訓令第5号）

疫学調査を基礎とし、生体の臨床観察に重点を置き、熱発作の有無、心機能の変化、発現した症候群及び赤血球数の算定等の検査が規定され、特に貧血の実証として赤血球数500万～400万を境界とした。

### 2) 1931年診断基準（昭和16年6月13日農林省訓令第4号）

基本的には1929年診断基準と変わりはないが、赤血球沈降速度測定、単球及びリンパ球の算定、担鉄細胞の検出が追加された。

### 3) 1948年診断基準（昭和23年8月31日農林省訓令第80号）

基本的には変わりはないが、担鉄細胞の検出に主眼が置かれ、検査の回数、頻度などが規定された。

### 4) 1978年診断基準（昭和53年8月17日農林水産省令第4号）

本病の研究専門家の間で、ウイルス培養の面から血清診断が進められ、寒天ゲル内沈降反応法が馬伝染性貧血に特異的で実用的診断法として評価されるに至り、担鉄細胞中心の診断法から血清診断法に移行した。

## 3. へい死馬の補償に関する訴訟事件（所謂マロード事件）

この事件は、1975年5月、水沢競馬場で馬伝染性貧血が発生し、そのまん延を防止するため、同年7月までに同競馬場に繋養されていた全ての馬を対象に計8回の反復検査を実施している過程で起こった。

1975年7月7日9時15分頃、水沢家畜保健衛生所（水沢家保）の雇入獣医師が厩舎で左側頸静脈から採血した。当該馬は検査時に何時も暴れるが、この日はおとなしく異常はなかったという。

検査後、厩舎の馬房に繋養したが、同日11時25分頃馬房内で苦悶し、鼻腔から桃色の泡沫を流し、馬栓棒に腰を下ろすように倒れ、約5分

後にへい死したという。連絡により水沢家保職員が現場に急行し、当該馬のへい死を確認した。

その後、盛岡家保病性鑑定係が水沢家保で、関係者の立会の下に解剖したが、肉眼所見のみでは直接の死因を決定、若しくは推定が困難であったため、病理組織所見とあわせ検索を続けた。その結果、病性鑑定上不明な点もあるが、事故馬の頸部に現れた大量出血に伴う凝血による圧迫が原因で、検査時の対応において何らかの作用があり出血したものと推定した。

一方、当該馬の調教師、診療獣医師、採血獣医師等からの事情聴取結果では、採血獣医師に失宜があったとする証拠は得られなかった。

このため、農林省と家畜伝染予防法第58条（検査等に基づく事故）の規定に該当するか否かを協議した結果、該当する旨の回答を得たので、当該馬の所有者に概ねの価格を示し説明を行ったが、理解が得られなかった。

そこで、同法に基づく評価人として畜産経験者3名、市吏員1名及び家畜防疫員1名の計5名に依頼し評価を行った結果、1,675,000円と決定した。

この評価額で所有者と再度協議したが、理解が得られず、1976年2月23日盛岡地方裁判所に以下の内容で訴状が提出された。

- 1) 馬伝染性貧血検査は、知事が機関委任を受けているので国に責任がある。
- 2) 県が雇用した獣医師は、被害馬からの採血に細心の注意と適切な措置を怠った。
- 3) 売買代金、仲介料、輸送料、預託料、被害馬がへい死した時から5ヵ年間の損害額、繁殖馬として生産できる損害額等計1,953万円を支払え。
- 4) 弁護士の手数料及び謝金50万円及び3)の1,953万円に対し、訴状送達の日から完済までの金利5%相当額を支払え。

訴状は、国家賠償法に基づき国が被告のため、盛岡地方法務局訟務課が窓口となり、直接の当事者としての県畜産課担当者と訴状内容を慎重

に協議した結果、請求原因は認められないとして、その理由、意見、希望を整理するとともに、申立書記載の事実否認を整理し裁判所に提出した。

1976年4月21日、盛岡地方裁判所第二民事部で第1回準備書面による原告の請求棄却等の陳述から1977年5月17日まで8回の準備書面陳述を経て、同年8月11日に第1回口頭弁論が開始された。

その後、原告及び被告間で請求原因の認否、反論、立証等が繰り返し行われたが、1985年3月31日第23回口頭弁論をもって双方とも裁判官の和解を受入れ結審となった。

和解の内容は、大略次のとおりであった。

- 1) 被告（国）は、1975年7月7日に死亡した馬（マスロード）に家畜伝染病予防法第58条第1項第4号の規定に基づく手当金1,675,000円（評価人評価額）を支払うこと。
- 2) 本件訴状送達の日から翌日から和解成立まで、年5分の割合により遅延損害金684,873円を支払うこと。

以上、この事件では、書面陳述を1回から8回にわたり約1年3ヵ月、口頭弁論を第1回から第23回まで約7年8ヵ月、通算約9年間係争したことになる。

この間、県畜産課長、同補佐の異動が各々5名、家畜衛生係長3名が入れ替わった。多くの貴重な時間と金を浪費したことになる。

この事件に係った検査採血獣医師をはじめ、農林省衛生課長及び国内防疫班職員、地元水沢家保職員、解剖を担当した盛岡家保病性鑑定係職員、当該馬を評価した評価人の方々、証人として出廷された岩手大学の先生方をはじめ多くの方々、また、各種調査に協力いただいた競馬組合及び調教師、厩務員、北海道日高軽種馬協外の方々に謝意を表するとともに、このような事故（事件）は、初めにして終わりであって欲しいと願うのみである。